

漫画インターネット配信事件：東京地裁平成 19(ワ)6415・平成 19 年 9 月  
13 日（民 46）判決 認容

〔キーワード〕

インターネット配信，画像ファイル，共同不法行為，相当使用料率

〔主 文〕

- 1 被告らは，原告 A i こと A に対し，連帯して金 2 0 0 万円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは，原告 B に対し，連帯して金 2 0 0 万円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは，原告 C i こと C に対し，連帯して金 3 2 万 2 5 6 0 円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 被告らは，原告 D i こと D に対し，連帯して金 2 0 0 万円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 5 被告らは，原告 E i こと E に対し，連帯して金 2 0 0 万円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 6 被告らは，原告 F i こと F に対し，連帯して金 2 0 0 万円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 7 被告らは，原告 G i こと G に対し，連帯して金 2 0 0 万円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 8 被告らは，原告 H に対し，連帯して金 2 0 0 万円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 9 被告らは，原告 I に対し，連帯して金 2 0 0 万円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 1 0 被告らは，原告 J i こと J に対し，連帯して金 2 0 0 万円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 1 1 被告らは，原告 K i こと K に対し，連帯して金 2 0 0 万円及びこれに対する平成 1 8 年 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 1 2 原告 C i こと C のその余の請求を棄却する。
- 1 3 訴訟費用は，被告らの負担とする。
- 1 4 この判決は，第 1 2 項を除き，仮に執行することができる。

〔事 実〕

原告11名はいずれも個人、被告4名のうち、法人2社はネットカフェプランニング株式会社と株式会社SSKインダストリーカンパニーで、個人2人はLとMである。

本件は、漫画家である原告らが、その著作に係る漫画を被告らにより無断でインターネットのウェブサイトを通じて自動公衆送信されたとして、被告らに対し、著作権（公衆送信権）の侵害に基づく不法行為による損害賠償をそれぞれ求めた事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いが無い、又は後掲の証拠によって認められる）等。

(1) 当事者

ア 原告ら

原告らは、いずれも漫画家であり、それぞれ別紙対象作品一覧表記載の漫画（以下、総称して「本件著作物」という。）の著作者・著作権者である。

イ 被告ら

a) 被告ネットカフェプランニング株式会社（以下「被告ネットカフェ」という。）は、旧商号を「10key.jp株式会社」といい、インターネットコンテンツの企画、制作及び販売等を目的とする株式会社である。

b) 被告株式会社SSKインダストリーカンパニー（以下「被告SSK」という。）は、インターネットカフェの経営をしている株式会社である（乙4）。

c) 被告Lは、被告ネットカフェのかつての代表取締役（現在は取締役）であり、また被告SSKの代表取締役であった者である。

d) 被告Mは、被告ネットカフェの代表取締役である。

(2) 被告らによる著作権（公衆送信権）侵害行為

ア 被告L及び被告Mは、共謀の上、平成17年9月17日から同18年1月25日までの間、東京都大田区<以下略>の<省略>において、多数の漫画単行本を裁断し、スキャナーを用いてその画像を読み取り、読み取った画像ファイル（各漫画単行本の全ページにわたるもの）を、同所に設置したサーバーを用いて「464.jp」というウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という）を通じて、電気通信回線を使用してインターネットを利用する不特定多数の者に自動公衆送信が可能な状態にし、かつ実際に自動公衆送信を行った（以下「本件侵害行為」という。）。

なお、本件ウェブサイトへのアクセス件数は、本件侵害行為が開始された平成17年9月17日ころには1日当たり2万件程度であったが、その後増加していき同18年1月ころには1日当たり10万件程度であった。

イ 本件侵害行為の対象となった漫画単行本には、本件著作物が含まれている。

ウ 以上のとおり、被告L及び被告Mは、本件侵害行為に関する共同不法行為者に該当するから、被告L及び被告Mは、本件侵害行為によって原告らに生じた損害を連帯して賠償する責任を負う。

## 2 争点

(1) 被告ネットカフェ及び被告SSKは本件侵害行為の幫助者に該当するか（争点1）

(2) 原告らが被った損害の額（争点2。）

### 〔判 断〕

1 争点1（被告ネットカフェ及び被告SSKは本件侵害行為の幫助者に該当するか）について

(1) 被告L及び被告Mが、共謀の上、平成17年9月17日から同18年1月25日までの間、東京都大田区<以下略>の<省略>において、原告らの本件著作物を含む多数の漫画単行本を裁断し、スキャナーを用いて画像を読み取り、読み取った画像ファイル各漫画単行本の全ページにわたるものを、同所に設置したサーバーを用いて、本件ウェブサイトを通じて、電気通信回線を使用してインターネットを利用する不特定多数の者に自動公衆送信が可能な状態にし、かつ実際に自動公衆送信を行ったこと（すなわち、本件侵害行為をしたこと）は、当事者間に争いが無い。

(2) 被告らは、被告ネットカフェは本件侵害行為に関与していない、と主張する。

確かに、被告ら主張のとおり、本件ウェブサイトの登録者の名義は被告L個人であり（乙5、本件ウェブサイトの会員から会費の納入を受ける銀行）口座も被告L個人名義であって（乙2、乙6、本件侵害行為をした場所）ある「<省略>」についても、本件侵害行為の開始前である平成17年9月1日付けで賃借人を被告SSKから被告L個人に変更済みである（乙7）ことがそれぞれ認められる。

しかしながら、被告ネットカフェが本件侵害行為に使用されたインターネット・ブロードバンド回線契約を株式会社USENとの間で締結したことは、当事者間に争いが無い。

この点について、被告らは、被告Lが独断で被告ネットカフェの名義を用いたにすぎず、被告ネットカフェは回線料の支払も行っていない、と主張する。しかし、甲第8号証（弁論の全趣旨により原本の存在及びその真正な成立が認められる）によれば、被告ネットカフェが、旧商号である「10key.jp

株式会社」(代表取締役は被告M)の名前で、平成17年8月10日付けで、株式会社USENに対して、料金は会社名義で振り込むことを前提にして、インターネット・ブロードバンド回線サービスの加入契約の申込みをしていることが認められるから、被告らの上記主張は採用することができない。

そして、本件ウェブサイトは、当初は被告Lが漫画の古本をインターネットを通じて販売する目的で立ち上げられたものであったものの、被告Lのアイデアで漫画の単行本を画像ファイル化してインターネット上で閲覧可能にするためのものに性格を変えていったものである(乙3)。また、本件侵害行為である自動公衆送信が開始される平成17年9月17日までの間には相当の準備期間が必要であったことは容易に推認することができるから、被告ネットカフェが上記契約の申込みをした同年8月10日当時には、既に被告ネットカフェの代表者である被告Mも被告Lと本件侵害行為の開始に向けて共謀関係にあったと認めるのが相当である。

したがって、被告ネットカフェは、本件侵害行為に使用されるインターネット・ブロードバンド回線を被告L及び被告Mに提供することによって本件侵害行為を幫助したというべきであり、かつ、その代表者であった被告Mについて故意が認められるから、被告ネットカフェは、本件侵害行為について幫助者としての共同不法行為責任を免れない。

(3) 被告らは、被告SSKも本件侵害行為に関与していない、と主張する。

しかし、本件侵害行為に使用されたサーバーは、被告SSK名義で購入されたことは、当事者間に争いが無い。

この点について、被告らは、平成17年4月27日に被告Lがその購入代金80万円を被告SSKに入金したものである、と主張する。しかし、被告SSKが、サーバーの購入資金をどのようにして調達したとしても、上記サーバーの購入主体が被告SSKであり、その所有権が同社にあったこと自体は、上記事実から見て明らかである。

被告Lは、上記サーバーの購入当時、被告SSKの代表取締役であった者であり弁論の全趣旨平成17年11月16日付けで同人が作成した「464.jp概要説明書」と題する書面(乙3)において「約3年間をかけて、試行錯誤を続けながら、画像配信ソフト、漫画の本のデータ蓄積、作品別の著作権料支払いデータ収集、著作権料徴収プログラム、配信サーバ確立などを多大な費用をかけて構築してきたのが、現在の464.jpです」と自認するところであるから、被告SSKは、上記サーバーを本件侵害行為のために必要なシステムとして構成し、被告L及び被告Mに提供するために購入したものであることが、この点において本件侵害行為を幫助したというべきであり、かつ、その代表者であった被告Lについて故意が認められるから、被告SSKは、本件侵

害行為について幫助者としての共同不法行為責任を免れない。

## 2 争点2（原告らが被った損害の額）について

### (1) 原則的な考え方について

原告らは、著作権法114条3項に基づき、本件著作物の使用料相当額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求している。

上記使用料相当額を算定するに当たって、一つの合理的な算定方法としては、当該事件の具体的な事情を考慮して、原告らの著作に係る各漫画単行本を本件侵害行為のような形で電子書籍化した場合の想定販売価格に対して相当な使用料率を乗じたものに、さらに本件侵害行為が行われた期間中の本件ウェブサイトの利用者による閲覧総数を乗じて得た金額を原告らそれぞれについて集計することが考えられる（なお、原告らも、基本的に同様の考え方に立って、使用料相当額を算定しているということが出来る。）

(2) 本件著作物の漫画単行本を電子書籍化した場合の想定販売価格について甲第6号証の1から7によれば、訴外イーブックが電子書籍として漫画単行本（本件著作物に該当する漫画を一部含む。）を販売する場合の価格は、1冊につき315円（税込）又は420円（税込）である。

他方、甲第11号証によれば、Yahoo!コミックがオンラインコミックを販売する場合の価格は、漫画単行本1冊につき294円（税込）から378円（税込）であり、訴外イーブックよりもやや安い価格帯で提供されている。

ただし、標準の閲覧可能期間は80日間であり、これを経過すると漫画を読むことができなくなるという制約がある。

本件侵害行為による漫画本の自動公衆送信については、上記のような閲覧可能期間の制限があったと認めるに足りる証拠はないから、以上の事情を総合考慮すると、本件著作物の漫画単行本を電子書籍化した場合の想定販売価格は、控え目に見ても、1冊につき少なくとも300円（税別）を下らないものと認めるのが相当である。

### (3) 相当な使用料率について

#### ア 原告AiことAの著作物のライセンス契約

甲第4号証及び甲第5号証によれば、訴外イーブックが、訴外株式会社ダイナミックプロダクション（以下「訴外ダイナミックプロ」という。）との間で、同社が著作権を管理する原告AiことAの著作物を電子書籍として頒布することに関して締結したライセンス契約においては、利用許諾料は電子書籍の販売価格の24パーセント（税別）とされている。

ただし、上記契約においては、利用許諾料の前払として、契約締結時から1か月以内に500万円（税別）のアドバンスが支払われることとなっており、訴外イーブックが電子書籍として頒布する際に、著作権の保護に必要な技術

的施策を講ずるとした上、当該保護の瑕疵に起因して第三者から違法な複製、翻案、改ざん等の不法侵害がなされた場合、訴外イーブックが訴外ダイナミックプロの受けた不利益と損害を賠償するといった約定があるから、これらの事情は、利用許諾料率を通常の場合よりも引き下げる要因となっていると解される。

#### イ 原告K i ことKの著作物のライセンス契約

他方、甲第9号証の1・2及び甲第10号証によれば、訴外イーブックが、訴外株式会社サード・ラインとの間で、同社が著作権を管理する原告K i ことKの著作物を一般に電子書籍として提供することに関して締結したライセンス契約においては、利用許諾料は電子書籍の販売価格の35パーセント（税別）とされている。

上記契約においては、前記アの契約のようなアドバンスの支払に関する条項はなく、訴外イーブックが電子書籍として提供するに際し、著作権を保護するために必要な通常の技術的施策を講じるとされているものの、前記アの契約のような当該保護の瑕疵に起因した著作権の不法侵害に対する補償条項は設けられていない。

#### ウ 本件侵害行為の場合との比較

本件侵害行為に際しては、前記アの契約のようなアドバンスの支払は、当然のことながら存在しない。

また、著作権の保護に必要な技術的施策について、被告らは、本件侵害行為によって送信された原告らの漫画は、利用者のパソコンの特殊な場所に記憶されるようにしてあるので、通常の技術ではそれを取り出したり、他に転送したりすることはできない、などと主張するが、それを裏付ける具体的な証拠はないのに対して、訴外イーブックやYahoo!コミックでは例えばウィンドウズの基本機能であるプリントスクリーン機能（甲12）を用いては画面に表示されている漫画の画像データをパソコンに保存することができないような技術的措置が採られていることが認められ（甲13、14）、これらと比較すると、本件ウェブサイトは、第三者による著作物の違法な複製等の著作権侵害行為に対して相対的に脆弱であるといえることができる。

もっとも、本件ウェブサイトは、当初無料で閲覧可能だったのであり、利用者から会費の徴収を始めたのは平成18年1月23日からであった（乙6、弁論の全趣旨）ことからすると、本件侵害行為が行われていた期間のうちほとんどの期間については、本件著作物を閲覧したいと考える者は誰でも本件ウェブサイトアクセスして漫画の配信を受けることができる状態にあったのであって、本件ウェブサイトを通じて配信を受けた漫画の画像データをわざわざ複製する等の二次的な著作権侵害行為が頻繁に行われたとも想定し難い。

また、本件ウェブサイトによる漫画の配信は、平成18年1月25日に中止されている(乙1)が、本件ウェブサイトを通じて配信を受けた漫画の画像データがその後に無断複製されて流通しているといった事情を示すような具体的な証拠はない。

#### エ 本件侵害行為における相当な使用料率

以上アからウまでの事情を総合考慮すると、本件侵害行為における相当な使用料率は、本件著作物の漫画単行本を電子書籍化した場合の想定販売価格(税別)の35パーセントを下らないものと認めるのが相当である。

なお、漫画作品ごとに相当な使用料率を認定することも考えられないではないが、前記ア及びイのように、契約実務においても、同一の著作者による漫画について、作品ごとに使用料率を違えるようなことはしないのが通例であると想定される。また、原告ごとに相当な使用料率を認定することも考えられないではないが、あえて原告ごとにそのような差異を設けなければならないと認定するに足りる証拠はない。

#### オ 被告らの反論について

a) 被告らは、原告Ai ことAは人気作家であって、許諾料も高額であろうから、他の原告らの許諾料の参考とすることはできない、と主張する。

しかし、前記イのように、原告Ki ことKの場合は、原告Ai ことAの場合より許諾料率がむしろさらに高いことが認められる。また、電子書籍の場合は、一般的な書籍の場合とは異なり、出版・流通に関する経費がほとんどかからないという特徴を有する(弁論の全趣旨)ことから、一般的な書籍の場合よりはるかに高い許諾料率とすることが可能である。したがって、被告らの上記主張は採用することができない。

b) 被告らは、前記アのライセンス契約では、訴外イーブックは、原告Ai ことAの漫画本のすべて(89タイトル)をあらゆる流通方法を用いて流通させる権利を取得しているから、売れ筋の漫画を利用者のニーズに合わせた様々な方法で提供することができるが、被告らは、原告Ai ことAの漫画であれば、「凄ノ王」全6巻、「デビルマン」全5巻、「バイオレンスジャック」全31巻及び「ハレンチ学園」全7巻の4タイトルだけを、インターネットに通じた通信回線を介して閲覧させるという方法のみで配信したにすぎず、訴外イーブックとは取得した権利の内容が異なるから、同社の支払う許諾料は参考にならない、と主張する。

しかし、甲第4号証及び甲第5号証によれば、訴外イーブックに認められた電子書籍の販売方法は、電子的媒体に固定してこれを複製する方法、インターネット通信による方法、店頭、街角などに設置されたハードディスクを伴う情報機器により電子書籍を磁気ディスク、光ディスク、フラッシュメモリ

一の媒体に複製する方法だけであって、これらを比較すれば上記 が最も低コストであって主たる流通方法であると考えられること、また、訴外イーブックがライセンスを受けた漫画作品 89 タイトルには「凄ノ王」及び「バイオレンスジャック」は含まれておらず（ただし、「バイオレンスジャック」については、別途ライセンスを受けたと認められる（甲 6 の 1 ）。）、むしろ被告の方が読者に人気のある漫画作品だけを任意にピックアップして自動公衆送信することができたというべきであることを考慮すれば、被告らの主張は失当である。

(4) 本件著作物に対する閲覧総数について

ア 平成 17 年 9 月 24 日までの閲覧総数

甲第 7 号証によれば、本件侵害行為が開始された平成 17 年 9 月 17 日から起算して 8 日目である同月 24 日時点での著作者別のカウント数（本件ウェブサイトアクセスした者が、「作者名」、「タイトル」及び「巻数」を指定して漫画本を特定した数）は、下記の表のとおりであると認められる（ただし、原告 B については、別紙個別使用料相当額計算書（原告ら）においては単独 1 万 0 7 0 5 件とされているが、甲第 3 号証の資料 3 の では「S L A M D U N K」の作者が「B i」名で整理され、甲第 7 号証の 2 ページでは、作者「B i」計として 7 6 4 件が作者「B」計の 1 万 0 7 0 5 件とは別途にカウントされているので、これを加算することとする。）



	単 独	連 名	合 計
原告A i ことA	4,691	0	4,691
原告B	11,469	0	11,469
原告C i ことC	36	67	69.5
原告D i ことD	0	892	446
原告E i ことE	0	3,434	1,717
原告F i ことF	7,644	0	7,644
原告G i ことG	1,822	992	2,318
原告H	1,449	0	1,449
原告I	5,159	0	5,159
原告J i ことJ	742	0	742
原告K i ことK	4,851	47	4,874.5

なお、上記の表のうち、「単独」とあるのは原告が単独の著作者・著作権者の場合であり、「連名」とあるのは別途原作者がいるなど他の者1名との共同著作物の場合である。本来であれば、「連名」の場合は別途使用料率を2分の1に減じて使用料相当額を計算すべきであるが、計算の便宜上、カウント数を2分の1にして「単独」のカウント数に加えたうえ、後に通常の使用料率を乗ずることとした。

イ 本件ウェブサイトへのアクセス件数の増加を勘案した閲覧総数の推計

a) 本件侵害行為は、平成17年9月17日から同18年1月25日までの合計131日間継続したが、その間、本件ウェブサイトへのアクセス件数は、当初の1日当たり2万件程度から1日当たり10万件程度に増加している。

アクセス件数の増加傾向がどのようなものであったかは明らかではないが、平成17年9月17日のアクセス件数を2万件、同18年1月25日のアクセス件数を10万件として、アクセス件数の増加が直線的（一次関数的）なものであったと仮定すると、本件侵害行為期間中の総アクセス件数は786万件となり、当初1日当たりのアクセス件数2万件の393倍に相当する。

〔計算式：2万件+10万件）×131日÷2=786万件〕

そうすると、前記アに示したカウント数を期間中の日数分である8で除して当初の1日当たりのカウント数とし、これに393を乗じたものが、本件ウェブサイトへのアクセス件数の増加を勘案した計算上の閲覧総数であるといえることができる。

b) ただし、被告らが主張するように、前記アに示したカウント数は、本件ウェブサイトへアクセスした者が、「作者名」、「タイトル」及び「巻数」を指定して漫画本を特定した数を示すものであるが（甲3）、本件侵害行為がなされていた期間中、システムの不備により、アクセス者が特定した漫画本を実際には読むことができないケースもあったことが認められる（乙9）。

この点について、被告らは、合計8955件の苦情が寄せられており、実際に漫画を読むことができなかったケースはその何十倍にも及ぶはずである、と主張する。しかし、被告らが苦情件数の根拠とする乙第8号証は、単に被告Mのパソコンにインストールされた電子メールソフトの「464関連」と題するローカルフォルダに8955件のメールが寄せられていたことを示すにすぎず、これらすべてが「実際に漫画を読むことができない」という内容の苦情のメールであったと認めるに足りる証拠はない（かえって、乙第3号証によると、そうした苦情以外の内容のメールも多数送られてきたことがうかがわれるが、これらのメールも上記ローカルフォルダに保存されていた可能性すらある。）。また、実際に漫画を読むことができなかったケースは苦情件数の何十倍にも及ぶという点についても、特段の根拠はなく、単なる被告らの憶測にすぎない。

また、被告らは、本件ウェブサイトのアクセス者が、実際に漫画が配信されることを確認しただけでアクセスを止めたり、漫画が面白くなって最初から10ページ程度でアクセスを止めたり、都合により後日読むこととしてアクセスを止めたりした場合もすべて1件としてカウントされていると主張するしかし仮に途中でアクセスを止めたとしてもアクセス者が漫画本の一部だけでも閲覧した以上は、これを閲覧件数に加えるのが相当である。

以上を勘案すると、被告らの反論を最大限度踏まえたとしても、前記a)の方法により計算した閲覧総数から10パーセントを減じたものが、本件ウェブサイトへのアクセス件数の増加を勘案した閲覧総数の実数であると認定することができる（著作権法114条の5）。

c) 前記 a)及び b)の結果，各原告についての本件著作物の閲覧総数は，下記の表のとおりである（小数点以下切り捨て。）

	計 算 式	閲 覧 総 数
原告 A i こと A	$4,691 \div 8 \times 393 \times 0.9$	207,400
原告 B	$11,469 \div 8 \times 393 \times 0.9$	507,073
原告 C i こと C	$69.5 \div 8 \times 393 \times 0.9$	3,072
原告 D i こと D	$446 \div 8 \times 393 \times 0.9$	19,718
原告 E i こと E	$1,717 \div 8 \times 393 \times 0.9$	75,912
原告 F i こと F	$7,644 \div 8 \times 393 \times 0.9$	337,960
原告 G i こと G	$2,318 \div 8 \times 393 \times 0.9$	102,484
原告 H	$1,449 \div 8 \times 393 \times 0.9$	64,063
原告 I	$5,159 \div 8 \times 393 \times 0.9$	228,092
原告 J i こと J	$742 \div 8 \times 393 \times 0.9$	32,805
原告 K i こと K	$4,874.5 \div 8 \times 393 \times 0.9$	215,513

(5) 各原告についての本件著作物の使用料相当額について  
 前記(2)から(4)までに基づき、各原告についての本件著作物の使用料相当額を計算すると、下記の表のとおりである（小数点以下切り捨て。）

	計 算 式	使用料相当額
原告A i ことA	$300 \times 0.35 \times 207,400$	21,777,000
原告B	$300 \times 0.35 \times 507,073$	53,242,665
原告C i ことC	$300 \times 0.35 \times 3,072$	322,560
原告D i ことD	$300 \times 0.35 \times 19,718$	2,070,390
原告E i ことE	$300 \times 0.35 \times 75,912$	7,970,760
原告F i ことF	$300 \times 0.35 \times 337,960$	35,485,800
原告G i ことG	$300 \times 0.35 \times 102,484$	10,760,820
原告H	$300 \times 0.35 \times 64,063$	6,726,615
原告I	$300 \times 0.35 \times 228,092$	23,949,660
原告J i ことJ	$300 \times 0.35 \times 32,805$	3,444,525
原告K i ことK	$300 \times 0.35 \times 215,513$	22,628,865

#### (6) 被告らが主張する使用料相当額の例について

ア 被告らは、Y A H O O - B O O K ( Y a h o o ! コミック ) の事例 ( 乙 1 0 , 1 1 ) を挙げて、これに基づいて「適正な使用料相当額」なるものを算定して主張する。しかし、同事例は、利用者が特定の作者の漫画を複数冊まとめて購入し、1 か月間のみ読み放題とするという条件で特に割安な料金設定がされているものである点で本件ウェブサイトとは前提条件を異にする上、被告らの計算は、本件ウェブサイトの閲覧者が複数おり、したがって同一作品が複数回自動公衆送信されているという当然の事実を無視しているから、到底採用の限りではない。

イ 被告らは有限責任中間法人出版物貸与権管理センターの使用料規程 ( 乙 1 3 ) を挙げて、これに基づいて「適正な使用料相当額」なるものを算定して主張する。しかし、同センターの使用料規程は、貸本業者が有体物たる出版物の貸与をする場合の使用料について規定するものであるから、被告らの主張は、貸与権と公衆送信権の法的な性格の違いを無視するものであり、やはり採用することができない。

### 3 結論

よって、原告ら ( 原告 C i こと C を除く ) の各請求は、それぞれ理由があるからこれを認容し、原告 C i こと C の請求は、主文掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

### 〔 論 説 〕

1 . この事件は、今はやりの漫画作品のインターネットへの無断配信が問題になった。被告 L と M は、共謀して著作者に無断で漫画単行本を裁断し、スキャナーで画像を読み取り、この画像ファイルと、被告会社に設置したサーバーを用いて、ウェブサイトを通じて電気通信回路を使用してインターネット利用の不特定多数人に自動公衆送信が可能な状態にし、実際に自動公衆送信を行ったことが、著作権侵害行為となった。

この裁判で、被告らによる自動送信するに至るまでの過程、特に最初の段階の裁断 スキャン ファイルの状況が明らかにされた。

2 . 被告 L と M は、被告ネットカフェと被告 S S K によってそれぞれ、インターネット・ブロードバンド回線の提供を受けたことは、本件侵害行為を幫助されたことになることと認定され、被告ネットカフェの代表者 M と被告 S S K の代表者 L にはそれぞれ故意があるとして、本件侵害行為の共同不法行為責任ありと判断された。

3 . 原告らが被った損害額については、本件侵害行為にこえる相当な使用料率を本件著作物の漫画単行本を電子書籍化した場合の想定販売価格の35%と認定した。

また、同一漫画家の場合は作品毎に料率を変えないのが通例であると想定し、また作者毎に料率の違いもあろうが、本件では差をつけないことにしたという。

4 . ここでは具体的損害額についての算定は割愛するが、判決文を参照してほしい。

新しい商売モデルに対しては、著作権法が後追いになって頑張っているが、それに対応できない場合には改正法の必要も出てくるだろう。

〔牛木 理一〕

## 当 事 者 目 録

東京都文京区<以下略> 原	告	A i こと A
東京都世田谷区<以下略> 原	告	B
東京都練馬区<以下略> 原	告	C i こと C
埼玉県ふじみ野市<以下略> 原	告	D i こと D
東京都豊島区<以下略> 原	告	E i こと E
東京都八王子市<以下略> 原	告	F i こと F
東京都練馬区<以下略> 原	告	G i こと G
東京都武蔵野市<以下略> 原	告	H
東京都武蔵野市<以下略> 原	告	I
東京都練馬区<以下略> 原	告	J i こと J
千葉市<以下略> 原	告	K i こと K

東京都大田区<以下略>

被

告

ネットカフェプランニング株式  
会社

東京都大田区<以下略>

被

告

株式会社SSKインダストリー  
カンパニー

東京都大田区<以下略>

被

告

L

千葉県市川市<以下略>

被

告

M



対 象 作 品 一 覧 表

原告A i ことA	凄ノ王 デビルマン バイオレンスジャック ハレンチ学園
原告B	S L A M D U N K バガボンド リアル
原告C i ことC	斗馬TOMA 家裁の人
原告D i ことD	釣バカ日誌 釣バカ日誌 番外編
原告E i ことE	女帝 女帝花舞 美悪の華 夜王
原告F i ことF	鬼平犯科帳 ゴルゴ13 SURVIVALサバイバル

原告G i ことG	あした天気になあれ 紫電改のタカ あしたのジョー
原告H	蒼天の拳
原告I	エンジェル・ハート ファミリー・コンボ CAT'S EYE シティーハンター
原告J i ことJ	私説昭和文学 龍 (ロン) 六三四の剣
原告K i ことK	さわやか万太郎 大いなる完 男樹四代目 俺の空 俺の空 刑事編 俺の空 三四郎編 俺の空 新たなる旅立ち 俺の空' 03 国が燃える 勝算

ドン

夢幻の如く

男樹

雲にのる

サラリーマン金太郎

天地を喰らう

個別使用料相当額計算書（原告ら）

1 平成17年9月24日時点のカウント数

甲第7号証は、平成17年9月24日時点における原告らそれぞれの本件著作物に対する閲覧数（カウント数）を示す一覧表である。これは、本件侵害行為が開始された平成17年9月17日から1週間程度しか経過していない時点のものであって、本件ウェブサイトにおける本件著作物の公衆送信開始直後の数字であるため、あくまでも参考にとどまるものであるが、これによれば、原告らそれぞれについてのカウント数は、それぞれ以下のとおりである。

	単 独	連 名	合 計
原告A i ことA	4,691	0	4,691
原告B	10,705	0	10,705
原告C i ことC	36	67	70
原告D i ことD	0	892	446
原告E i ことE	0	3,434	1,717

原告F i ことF	7, 644	0	7, 644
原告G i ことG	1, 822	992	2, 318
原告H	1, 449	0	1, 449
原告I	5, 159	0	5, 159
原告J i ことJ	742	0	742
原告K i ことK	4, 851	47	4, 875

注：上記表のうち、「単独」とあるのは原告が単独の著作者・著作権者の場合、  
「連名」とあるのは別途原作者がいるなど他の者1名との共同著作物の場  
合を意味する。「合計」を算出するに当たって「連名」分のカウント数は  
2分の1（小数点以下切り上げ）にしている。

## 2 計算式の説明

後記3の個別計算では、前記1で得られたカウント数をベースに、①期間・通

増分、②電子書籍の販売価格、③使用料相当率をそれぞれ乗じた。

(1) 期間・遡増分

前記1のカウント数は、本件ウェブサイトにおいて本件侵害行為が開始されてから1週間程度の期間の数値である。本件侵害行為は、平成18年1月25日に捜査機関によってサーバーが押収されるまで、したがって約4か月間強(約18週間)継続された。その間、カウント数は次第に増加していったので、その遡増分を加味して、期間・遡増分として、上記カウント数に58を乗じた。

具体的には、平成17年9月の約2週間のカウント数をそれぞれ1として(2×1)、10月の約4週間はそれぞれ2倍のカウント数(4×2)、11月の約4週間はそれぞれ3倍のカウント数(4×3)、12月の4週間はそれぞれ4倍のカウント数(4×4)、平成18年1月の約4週間はそれぞれ5倍のカウント数(4×5)と想定し、これらの合計が58となる。

(2) 電子書籍の販売価格

判決本文の第3の2(1)ア d)記載のとおり、訴外イーブックを通じて漫画単行本を電子書籍として販売する場合の価格は、作品によって1冊当たり315円の場合と420円の場合があるが、便宜上、低い方の315円にそろえた。

(3) 使用料相当率

判決本文の第3の2(1)ア c)記載のとおり、40パーセントとした。

3 個別計算式

	カウント	計算	金額
原告A i ことA	4,691	×58×315×0.4	34,281,828

原告B	10,705	$\times 58 \times 315 \times 0.4$	78,232,140
原告C i ことC	70	$\times 58 \times 315 \times 0.4$	511,560
原告D i ことD	446	$\times 58 \times 315 \times 0.4$	3,259,368
原告E i ことE	1,717	$\times 58 \times 315 \times 0.4$	12,547,836
原告F i ことF	7,644	$\times 58 \times 315 \times 0.4$	55,862,352
原告G i ことG	2,318	$\times 58 \times 315 \times 0.4$	16,939,944
原告H	1,449	$\times 58 \times 315 \times 0.4$	10,589,292
原告I	5,159	$\times 58 \times 315 \times 0.4$	37,701,972
原告J i ことJ	742	$\times 58 \times 315 \times 0.4$	5,422,536

原告K i ことK	4,875	$\times 58 \times 315 \times 0.4$	35,626,500
--------------	-------	-----------------------------------	------------